

2. 就学前の支援策 (追加資料)

障害児通園施設等の概要

○ 児童福祉法に基づく通所施設

〈定員規模30人単位 地域加算がない場合〉

施設類型	予算	最低基準	単位	21日利用した場合	その他
知的障害児通園施設	法律に基づく負担金 国 1/2 都道府県 指定都市 } 1/2 児童相談所 設置市	児童指導員・保育士の総数は、通じておむね乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上、嘱託医	663単位 (+264単位)	139,230円 (幼児194,670円)	調理に係る費用は含まれていない。 (原則自己負担)
難聴幼児通園施設		児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員、言語訓練担当職員の総数は、通じておむね幼児4人につき1人以上（聴能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員はそれぞれ2人以上）、嘱託医	1,019単位	213,990円	
肢体不自由児通園施設		診療所として必要な職員、児童指導員、保育士、看護師及び理学療法士又は作業療法士	316単位 (+医療費)	66,360円+医療費	

○ その他の通所施設

〈定員規模11~20人単位 地域加算がない場合〉

施設類型	予算	指定基準	単位	21日利用した場合	その他
児童デイサービス	法律に基づく負担金 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	サービス管理責任者 児童指導員又は保育士 10:2	508単位 (10人は、 754単位)	11~20人規模 106,680円 (10人規模 158,340円)	食事は、事業化されていない。

施設類型	予算	補助基準	単価	その他
重症心身障害児(者)通園事業	予算補助 国 1/2 都道府県 指定都市 } 1/2 中核市	児童指導員又は保育士、理学療法、作業療法、言語療法等を担当する者、医師、看護師	月額(事務費) A型 3,099,440円(206,629円) B型 1,320,780円(264,156円)	この他に、事業費を支給利用者は、飲食物費につき、負担。 2

第4回障害児支援の見直しに関する検討会 資料6
(2 就学前の支援策)に係る質問についての回答

質 問	回 答
<p>＜身体障害児＞のグラフに、幼稚園(16%)の項目があるが、この中に特別支援学校(当時養護学校)幼稚部が含まれるのか。</p>	<p>幼稚園(16%)の項目に含まれます。</p>
<p>＜身体障害児＞のグラフにおいて、児童デイサービスはどこに分類されるのか。</p>	<p>障害児通園事業(3%)に分類されます。</p>

重症心身障害児(者)通園事業年齢別登録者数

(平成20年2月1日現在)

		0-5歳	6-14歳	15-17歳	18-30歳	31歳以上	合計
全体	人数	630	782	275	2,755	872	5,314
	割合	11.86%	14.72%	5.17%	51.84%	16.41%	100%

※障害福祉課調べ

3. 学齢期・青年期の支援策

～検討資料～

検討項目(案)

(1) 放課後や夏休み等における居場所の確保

① 学齢期における受入れの促進

- ・ 現在、障害児を受け入れる施策として、日中一時支援事業、及び経過的に認められている児童デイサービス事業があるが、今後のあり方についてどのように考えるか。
- ・ 安全・安心な児童の居場所の確保策である「放課後子ども教室」や留守家庭児童対策である「放課後児童クラブ」においても障害児の受入れがなされているが、専門的な対応は困難であり、今後、専門機関による支援などを含め、どのような対応が考えられるか。

② 中学時や高校時の居場所の確保

- ・ 中学時や高校時については、活用できる一般施策がほとんどないが、どのような対応が考えられるか。
現在、障害児を受け入れる施策として、日中一時支援事業、及び経過的に認められている児童デイサービス事業があるが、今後のあり方についてどのように考えるか（再掲）。

(2) 卒業後の就労・地域生活に向けた学校・福祉・就労施策の連携

- ・ 学校卒業時に円滑に就労や地域生活への移行ができるよう、学校・福祉・就労施策の連携を図るべきではないか。例えば、在学中から体験的に福祉サービス等を利用するようにしてはどうか。